

# 京都府保健医療計画の見直し事項

資料1

## 第1部 総論

現行	見直しのポイント(記述ないものは時点修正)
<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>少子高齢化に伴う疾病構造の変化や、新型インフルエンザ対策等現下の課題、医療法の改正、そして、京都府が目指す「健康長寿日本一」を実現するため、府民・患者の視点から、安心して良質な医療の提供体制の構築を目指す。</p>	<p>現在の府政運営指針である「明日の京都」で定める基本方向を踏まえ、保健医療の視点に加え、次の視点から記述を追加・充実</p> <p>&lt;「明日の京都」の基本方向を踏まえた新たな視点&gt;</p> <p>1. 府民安心の再構築</p> <p>(1)「子育て・子育ての安心」</p> <p>①「妊娠・出産、不妊等の悩みの軽減」という視点 【対象】周産期医療、母子保健対策</p> <p>②「子育て家庭の精神的負担の軽減」という視点 【対象】小児救急、母子保健対策、発達障害対策</p> <p>③「生活習慣を身に付けた子どもが増える」という視点 【対象】生活習慣病対策、歯科保健対策</p> <p>(2)「学びの安心」</p> <p>①「子どもの健康が増進し、体力が向上すること」という視点 【対象】生活習慣病対策、歯科保健対策</p> <p>(3)「医療・福祉の安心」</p> <p>①「有病率が低下すること」という視点 【対象】生活習慣病対策、歯科保健対策</p> <p>②「24時間医療サービスがより安心して受けられるようになること」という視点 【対象】救急医療(小児救急)、周産期医療、在宅医療</p> <p>③「リハビリ患者の状況が改善されること」という視点 【対象】脳卒中、急性心筋梗塞、在宅医療</p> <p>④「認知症患者の状況が改善されること」という視点 【対象】認知症対策</p> <p>⑤「障害のある人に対する医療・福祉サービスの機能が拡充されること」という視点 【対象】高次脳機能障害対策、重症心身障害児(者)対策、難病対策</p> <p>(4)長寿の安心</p> <p>①「高齢者の希望に応じた医療・福祉サービスが受けやすくなること」という視点 【対象】在宅医療 → 医療・介護・福祉サービスの更なる連携</p> <p>②「高齢者を見守るしくみができること」という視点 【対象】在宅医療 → 医療・介護・福祉サービスの更なる連携</p> <p>③「地域活動、趣味の活動等に参画する高齢者が増えること」という視点 【対象】健康づくり全般、認知症対策 → 生活支援の強化</p> <p>(5)暮らしの安心</p> <p>①「災害時の被害が軽減されること」という視点</p> <p>②「被害者や被災者の心身両方のショックの軽減」という視点 【対象】災害医療、精神保健対策</p> <p>③「自殺者が減少すること」という視点 【対象】精神保健対策</p> <p>2. 地域共生の実現</p> <p>(1)新たなコミュニティづくり</p> <p>①「地域社会の中に様々な支え合い、助け合いのしくみができること」という視点 【対象】高齢者、障害者の生活支援対策、精神疾患対策(地域共生)</p>
<p>第2章 計画の性格と期間</p> <p>医療計画、健康増進計画、がん対策推進計画が一体となった計画 平成20年度～24年度までの5箇年計画</p>	<p>○法定計画の構成変更 ・医療計画、健康増進計画、きょうと健やか21が一体となった計画 → がん対策基本計画は、がん条例制定を契機に施策の重点化を図るため独立して策定 ・平成25年度から平成29年度までの5箇年計画</p>
<p>第3章 計画の基本方向</p> <p>1. 基本目標</p> <p>住み慣れた地域で、健やかで充実した生活を送ることができる「健やか長寿の京都」の実現</p> <p>2. 基本理念</p> <p>○誰もが等しく必要なサービスを享受できるよう、府民・患者の視点に立った体制づくり</p> <p>○健康増進から医療、介護まで切れ目のない、良質な保健医療サービスの提供</p> <p>○地域の特性を踏まえた施策展開</p> <p>○自らの健康は自らで守ることが大切であるため、府民一人ひとりの主体的な取組を</p> <p>3. 重点施策</p> <p>① 地域の保健医療を支える基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的医師確保対策</li> <li>● 医療機関相互の連携や役割分担の推進</li> <li>● 在宅医療の推進</li> </ul> <p>② 患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療の安全確保と質の向上</li> <li>● 小児・周産期・救急医療の体制整備</li> <li>● 災害医療・健康危機管理・感染症対策の強化</li> <li>● (なし)</li> </ul> <p>③ 主な死因に着目した切れ目のない保健医療サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病対策</li> <li>● 健康づくり(健康長寿)の推進</li> </ul>	<p>誰もが、住み慣れた地域で、安心して子どもを産み育て、健やかに安心して年齢を重ねることができる社会</p> <p>誰もが突然の病気やけがなどでも安心して良質な医療サービスを受けられることができる社会</p> <p>○府民・患者の視点に立った医療の安全確保と医療機能情報の提供体制の充実</p> <p>○住み慣れた地域で、安心して良質な保健医療サービスを提供する体制の充実</p> <p>○限られた医療資源を、地域の特性を踏まえ、効果的に活用する施策展開</p> <p>○自らの健康は自らで守る大切さを学び、府民一人ひとりが主体的な取組を推進できる体制づくり</p> <p>○健康づくりから医療、介護まで、つながり、支え合う保健医療体制の構築</p> <p>○「②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立」に移設(在宅医療と一体化)</p> <p>○「②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立」に移設</p> <p>○「①地域の保健医療を支える基盤の整備」から「在宅医療の推進」等に移設</p> <p>○「健康づくりから介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供」</p> <p>○精神疾患の記述を追加</p> <p>○きょうと健やか21の趣旨を追加</p>
<p>第4章 医療圏の設定</p> <p>1. 医療圏の設定についての考え方</p> <p>(1) 人口及び世帯</p> <p>(2) 設定の基準</p> <p>2. 京都府における二次医療圏と三次医療圏</p> <p>(1) 二次医療圏</p> <p>(2) 三次医療圏</p>	<p>※医療審議会で検討</p> <p>※医療審議会で検討</p> <p>二次医療圏の見直し(主に丹後医療圏、南丹医療圏) (人口20万人以下、患者流出率20%以上・流入率20%未満医療圏)</p>
<p>第5章 基準病床数</p> <p>1. 算定の趣旨</p> <p>2. 算定数</p>	<p>※医療審議会で検討</p> <p>「基準病床数」の見直し</p>

第2部 各論

☆=国指針による見直し ○=その他主な見直し

現行	見直しのポイント(記述ないものは時点修正)
第1章 地域の保健医療を支える基盤づくり	○地域の保健医療を支える人材の育成・施設の整備に記述を変更
1 保健医療従事者の確保・養成	☆地域医療支援センターにおいて実施する事業等を記載
2 在宅生活を中心とした医療連携体制	○5事業と同格の事業として第2章に移設
(1) 地域の医療機関相互の機能分担と連携強化	
① 地域の実情に応じた具体的な医療連携体制の構築	
② かかりつけ医、地域医療支援病院等	
(2) 在宅医療提供体制の充実	☆「地域包括ケア推進体制の構築」の項目を追加
3 地域(へき地)医療確保対策	○5事業として第2章に移設
4 リハビリテーション体制の整備	
第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立	
1 医療の安全確保と質の向上	
(1) 医療の質の向上	
① 各医療機関におけるカルテ開示等への取組の促進	
② インフォームド・コンセント等の普及・定着の促進	
③ 第三者機関による病院機能評価の活用等の促進	
(2) 医療安全対策	
① 医療事故等の予防	
② 医療事故・院内感染の発生時対応	
(3) 医療機能情報の提供	
① 救急医療情報システム	
② 周産期医療情報システム	
③ 医療機能情報公表制度の創設	
(4) 患者のニーズに配慮したサービスの提供	
① 専門外来(禁煙、糖尿病、難病等)の普及	
2 小児医療	
(1) 小児医療体制	
(2) 小児医療の確保	
3 周産期医療	
(1) 周産期医療体制	
(2) 産科医療従事者の確保等	
(3) 妊産婦等母親のケア	○不妊治療支援対策の追加(「母子保健対策」で検討した内容を再掲)
4 救急医療	
(1) 救急医療体制	
(2) 救急医療情報システム(再掲)	
(3) 救急搬送体制の強化	
(4) 救急救命の人材育成	
(5) 府民への普及啓発	
5 災害医療・健康危機管理	
(1) 災害医療	☆DMAT、災害拠点病院に係る記述の充実
① 一般災害対策	
② 緊急被災医療、NBC災害、テロ事件への対応	○原子力災害を想定した被災医療機関の記述の追加
③ 国民保護計画に沿った災害対策	
④ 災害医療に関する研修・訓練の実施	
⑤ 災害時における広域的な相互支援体制	
⑥ 医薬品等の確保	
(2) 健康危機管理	第5章部分に移設
(なし)	○へき地医療を第1章から移設
(なし)	○在宅医療を第1章から移設
6 感染症対策	第5章部分に移設
	☆国の肝炎対策基本指針に基づく「肝炎対策の推進に関する計画」として肝炎対策の記述を強化
	○次の項目に整理して記述
	(1) 新たな新型インフルエンザ等への備え
	(2) 感染症の医療体制
	(3) 結核・エイズ・その他
	(4) 肝炎対策 → 「肝炎対策WG」で検討(再掲)
7 医薬品等の安全確保と医薬分業の推進	
(1) 医薬品等の安全性確保	
(2) 医薬分業の推進	
(3) 血液の確保	
(4) 後発医薬品に対する理解の促進	

現行	見直しのポイント(記述ないものは時点修正)
第3章 主な死因に着目した切れ目ない保健医療サービスの提供	○第4章、第5章と一体化「健康づくりから介護まで切れ目ない保健医療サービスの提供」
1 がん	
★ がんの予防・早期発見	☆国指針に基づく全国共通指標に基づく分析
★ がん医療体制の充実	☆実効性を一層高めるための政策循環(PDCA)の強化
★ 在宅・緩和医療	○がん対策に係る記述は、別計画に抜き出し(一部再掲)
★ がん患者の視点に立った情報提供・調査研究	
2 脳卒中	
★ 脳卒中の予防・早期発見	☆国指針に基づく全国共通指標に基づく分析
★ 脳卒中の医療体制の充実(急性期・回復期・維持期)	☆実効性を一層高めるための政策循環(PDCA)の強化
★ 地域リハビリテーション連携体制の充実	
3 急性心筋梗塞	
★ 急性心筋梗塞の予防・早期発見	☆国指針に基づく全国共通指標に基づく分析
★ 急性心筋梗塞の医療体制の充実	☆実効性を一層高めるための政策循環(PDCA)の強化
★ 地域リハビリテーション連携体制の充実	
4 糖尿病	
★ 糖尿病の予防・早期発見	☆国指針に基づく全国共通指標に基づく分析
★ 糖尿病医療の充実	☆実効性を一層高めるための政策循環(PDCA)の強化
5 (なし)	
	☆「精神疾患」を追加(5大疾病)
	☆国指針に基づく全国共通指標に基づく分析
	☆実効性を一層高めるための政策循環(PDCA)の強化
	★精神疾患医療連携体制
	★精神疾患患者の地域生活支援
第4章 健康づくりの推進	○第3章、第5章と一体化「健康づくりから介護まで切れ目ない保健医療サービスの提供」
1 生活習慣病対策	
★ 健康づくり	
★ 生活習慣病予防	
★ がんの予防・早期発見	
★ 介護予防を推進する環境づくり	
★ 身体機能の低下、転倒・骨折対策	
2 歯科保健対策	○歯科口腔保健対策WGで検討
★ 8020運動の推進	
★ フッ化物塗布・洗口の推進	
★ 歯科疾患予防のための口腔内管理の推進	
★ 職域、市町等における歯科検診実施の推進	
★ 医療専門職層に対する啓発の推進	
★ 歯科と医科との連携の推進	○がん、急性心筋梗塞、糖尿病対策との医科・歯科連携に係る記述追加
★ 心身障害者(児)や要介護者の歯科診療・口腔ケア体制の充実	
3 精神保健対策	○精神疾患支援WGで検討(「精神疾患」に記述を集約)
★ 精神障害者の地域生活支援	
★ メンタルヘルス、自殺	○自殺防止対策に係る記述を追加
4 母子保健対策	○不妊治療支援の記述を追加
★ 妊娠・出産への支援と小児保健対策の充実	
★ 児童虐待発生予防対策の強化	
5 青少年期の保健対策	
第5章 様々な疾病や障害に係る対策の推進	○第3章、第4章と一体化「健康づくりから介護まで切れ目ない保健医療サービスの提供」
1 認知症対策	
(1) 認知症に対する正しい理解と啓発	
(2) 認知症の予防等	☆精神疾患支援WGで検討
(3) 早期発見・相談体制・サービスの充実	
(4) 介護者への支援	
2 発達障害、高次脳機能障害対策	
(1) 発達障害	
(2) 高次脳機能障害	
3 難病、原爆被爆者、移植対策等(喘息、アレルギー、アスベスト)	
(1) 難病対策	
(2) 原爆被爆者対策	
(3) 臓器移植等の推進	
(4) ぜん息対策	
(5) アレルギー対策	○「アレルギー、リウマチ対策」に整理
(6) アスベスト	
(なし)	☆国の肝炎対策基本指針に基づく「肝炎対策の推進に関する計画」として肝炎対策の記述を強化
	○肝炎対策WGで検討
(なし)	○旧第2章から「感染症対策」と「健康危機管理」を移設

※「きょうと健やか21」の内容を、上記事項の該当部分(各疾病の予防対策、健康づくり対策)に融合

### 第3部 計画の推進

現行	見直しのポイント(記述ないものは時点修正)
第1章 計画の推進体制	
1 京都府医療審議会	
2 地域保健医療協議会	
3 保健所	
4 市町村	
5 医療機関等	
6 京都府医療審議会	
第2章 評価の実施	疾病・事業ごとの実効性を高めるための政策循環(PDCA)の推進
第3章 計画に関する情報の提供(京都健康医療ポータル)	